

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によつて、  
次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があつた。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤田雄山

株式会社池田石油	名 （氏 名 ） 称
呉市神山三丁目一五番一〇号	事主 業者 所の 事務 所所在又 地は
平成二〇年一月七日	取消 年月日